脱炭素の取組促進に向けたガイドブック作成業務委託に係る仕様書

1 業務名

脱炭素の取組促進に向けたガイドブック作成業務

2 業務の目的

島根県では「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ(カーボンニュートラル)」を長期的な目標に掲げ、脱炭素の取組を推進している。今後、脱炭素の取組を加速させ、カーボンニュートラルを実現するためには、地域のあらゆる主体が連携すること、とりわけ行政、金融機関及び企業等が率先して脱炭素へ取り組むことが重要である。

そこで、県内事業者の脱炭素の取組への意識醸成、理解向上を図り、具体的な行動変容を促すことを目的としたガイドブック(以下、「ガイドブック」という。)を作成する。

作成したガイドブックは、県ホームページ等の広報媒体に掲載するとともに、事業者向けの研修会等において配布するなど、脱炭素の取組が進んでいない事業者が初めの一歩を踏み出せるよう情報提供を行う。事業者の脱炭素に向けた新たな取組が、地域に波及し、事業者・地域住民間における脱炭素推進の好循環に発展していくことで、地域の環境保全に資する。

3 業務の期間

契約締結日から令和6年12月27日(金)まで

4 業務の内容

(1) 検討会運営支援

ガイドブック作成のための検討会の開催に当たり、以下の支援を行う。

なお、検討会のスケジュール及び出席者は、県と受託者が協議して決定する。また、会場 確保は県が行う。

ア 検討会開催の準備等

- ・ ガイドブック作成のための情報収集、整理を行うとともに、検討会の活性化に向けて、各回の議論の方向性、検討すべき内容等を提案する。
- ・ 検討会は3回以上開催することとし、各回開催前に県と十分に議論を行うこと。
- ・ 検討会の出席者は、6者程度(委託者及び受託者を含む)を想定する。

イ ファシリテーションの実施

・ 検討会において議論のファシリテートを行う。検討会出席者が積極的に検討会に関わり、活発な議論を展開させるための方策について提案する。

ウ その他の運営支援

・ 資料の作成と印刷、必要な物品等の準備、会場設営の補助、議事録作成等を行うこと。これらの検討会開催に係る必要経費は受託者が負担することとする。

(2) ガイドブック作成

ガイドブックの作成に当たり、以下を行う。

ア 企画・構成検討

ガイドブック掲載内容の企画・構成について提案を行う。

イ 取組企業へのヒアリング

- ・ 脱炭素化に資する取組を実施している企業 (4社以上) へのヒアリングを行う。
- ・対象企業は、県と受託者が協議して決定する。

ウ 原稿の作成

- ・ ガイドブックの原稿作成を行う。ガイドブックの仕様については、企画・構成内容 等に応じ県と受託者が協議して決定する。
- ・ 想定する仕様は以下のとおり。 A4 サイズ、12ページ以上(中綴じ)、全頁フルカラー

5 県との調整

- ・ 受託者は、受託後に具体的な業務スケジュール、工程等を記載した「実施計画書」を作成 し、提出すること。
- ・ 業務遂行に当たり、県と十分な連絡、調整を行うこと。

6 権利関係

- ・ 契約期間終了後、本仕様書による成果物について、県がインターネットを含む対外的な発表を行うこと、イラスト等の二次利用を行うこと、複製、加工、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。
- ・本仕様書による成果物の一切の権利は県に属することを確認するが、うち一部に受託者に 属する著作者人格権が残存する場合においては、その内容を納品時にすべて明示し、その 権利を行使する場合には、その一切について、書面による県の承諾を要するものとする。
- ・ 第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、当該著作物の使用に関する費用の負担 を含む一切の手続きを受託者において行うこと。
- ・ 成果物が、県以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。
- ・ 上記の権利関係の調整に要する費用は委託金額に含むものとする。

7 納品

ガイドブック及び本委託業務で作成した資料等の電子データー式

8 その他

- ・受託者は、関連する関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。
- ・本業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書によるほか、県の指示によらなければならない。
- ・ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して定めるものとする。